（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（裏面）及び備考を次のように改める。

（裏　面）

注意事項　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備　考

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、１から３までのいずれかの番号を○で囲んでください。

１．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

２．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

３．私は、臓器を提供しません。

《１又は２を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄：　　〕

署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：　　家族署名（自筆）：

備考　１．プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとすること。

２．この証の大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとすること。

３．必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができること。

４．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。

５．被保険者等に次に掲げる事項を周知すること。

⑴　被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管すること。

⑵　被保険者の資格を喪失したときは、直ちに被保険者証を市町村に提出すること。また、転出の届出をする際には、被保険者証を添えること。

⑶　被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者証を添えて、後期高齢者医療広域連合あての届書を、市町村に提出すること。

⑷　有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することができないため、速やかに、市町村に提出して、後期高齢者医療広域連合の検認又は更新を受けること。

⑸　不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

⑹　特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあること。

様式第二号（裏面）及び備考を次のように改める。

（裏面）

注意事項

保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備　考

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、１から３までのいずれかの番号を○で囲んでください。

１．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

２．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

３．私は、臓器を提供しません。

《１又は２を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄：　　〕

署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：

家族署名（自筆）：

備　考

１．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

２．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

３．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。

４．被保険者等に次に掲げる事項を周知すること。

⑴　被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管すること。

⑵　被保険者の資格を喪失したときは、直ちに被保険者証を市町村に提出すること。また、転出の届出をする際には、被保険者証を添えること。

⑶　被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者証を添えて、後期高齢者医療広域連合あての届書を、市町村に提出すること。

⑷　有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することができないため、速やかに、市町村に提出して、後期高齢者医療広域連合の検認又は更新を受けること。

⑸　不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

⑹　特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあること。